（防衛省組織令の一部改正）

第七条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項第二号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第八条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「非常勤隊員の服務の特例（第五十二条・」を「通則（第五十一条の五―」に改める。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節　通則

第五章第一節中第五十二条の前に次の六条を加える。

（事務次官、官房長、局長又は次長の官職に準ずる官職）

第五十一条の五　法第三十条の二第一項第六号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　衛生監
二　技術監
三　報道官
四　審議官

（課長の官職に準ずる官職）

第五十一条の六　法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　米軍再編調整官
二　参事官
三　訟務管理官
四　服務管理官
五　衛生官
六　技術計画官
七　施設技術官
八　沖縄調整官
九　調達官
十　前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

（採用等の協議の対象となる退職）

第五十一条の七　法第三十一条の四第一項に規定する政令で定める退職は、幹部隊員（法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員をいう。以下同じ。）からの申出による退職とする。

（管理職への任用の状況の報告）

第五十一条の八　法第三十一条の五第一項の規定による定期的な報告は、内閣総理大臣が定める事項について、毎年一回行うものとする。

2　防衛大臣は、内閣総理大臣から管理職（法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職をいう。次条第二項第三号において同じ。）への任用の状況に関し法第三十一条の五第一項の規定により報告の求めがあつたときは、内閣総理大臣が定める事項を報告するものとする。

（人事に関する情報の管理）

第五十一条の九　内閣総理大臣が、防衛大臣に対し、法第三十一条の六第一項の規定により人事に関する情報の提供を求める場合には、書面をもつて行うものとする。

2　法第三十一条の六第一項に規定する政令で定める隊員は、幹部隊員、管理隊員（法第三十条の二第一項第七号に規定する管理隊員をいう。第三号において同じ。）及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。第三号において同じ。）である隊員以外の隊員であつて、次に掲げるものとする。

一　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第十条第二項第一号に掲げる職員が占める官職に準じて防衛大臣が定める官職を占める隊員
二　前号に掲げる隊員のほか、国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿に記載されている隊員
三　前二号に掲げる隊員のほか、幹部職（法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職をいう。）又は管理職に任用されたことがある隊員、課程対象者として選定されたことがある隊員その他幹部隊員、管理隊員又は課程対象者である隊員に準ずる隊員として防衛大臣が定めるもの

3　内閣総理大臣は、法第三十一条の六第一項の規定により提出された情報を取り扱う者を指定するとともに、その他の者が当該情報を閲覧ができないようにするために必要な措置を講じなければならない。

（委任規定）

第五十一条の十　第五十一条の五から前条までに定めるもののほか、幹部隊員の任用等に係る特例に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第五十五条を次のように改める。

（幹部隊員の降任に関する特例に係る要件等）

第五十五条　法第四十二条の二に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

第五十六条第三号中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

第五十九条の十一第一項第三号中「（昭和二十二年法律第百二十号）」を削る。

第百二十条の十五第三項中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

（内閣官房組織令の一部改正）

第九条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（人事政策統括官）

第五条の二　内閣人事局に、人事政策統括官二人を置く。

2　人事政策統括官は、命を受けて内閣人事局の事務の一部をつかさどる。

第六条第二項中「総括整理する」を「総括整理し、又は人事政策統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける」に改め、同条第三項中「四十五人」を「四十六人」に改める。

第七条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は内閣人事局」を加え、同条第三項中「内閣総務官室等」の下に「又は内閣人事局」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内閣人事局に属する内閣審議官は、命を受けて、内閣人事局の事務（人事政策統括官のつかさどるものを除く。以下同じ。）のうち重要事項に係るものに参画し、及び内閣人事局の事務の一部を総括整理し、又は人事政策統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

第八条第二項中「受けて」を「受けて、」に、「つかさどる」を「つかさどり、又は人事政策統括官のつかさどる職務を助ける」に改め、同条第三項中「六十九人」を「八十二人」に改め、同項ただし書中「二十一人」を「二十人」に改める。

第九条第一項中「内閣総務官室等」の下に「又は内閣人事局」を加え、同条第三項中「内閣総務官室等」の下に「又は内閣人事局」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内閣人事局に属する内閣参事官は、命を受けて、内閣人事局の事務の一部をつかさどり、又は人事政策統括官のつかさどる職務を助ける。

附則第九項中「六十九人」を「八十二人」に、「六十八人」を「八十一人」に、「二十一人」を「二十人」に、「二十人」を「十九人」に改める。